



平成24年6月20日

各 位

会 社 名 日本アジアグループ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 呉 文 繡
(コード番号 3751 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役経営企画本部長 渡邊 和伸
TEL (03) 3211-8868 (代表)

決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年6月19日開催の取締役会において、平成24年7月26日開催予定の第25回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期の変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期変更の内容

現 在 毎年4月30日
変更案 毎年3月31日

同決算期変更に伴い第26期は、平成24年5月1日から平成25年4月30日までの12ヶ月決算から、平成24年5月1日から平成25年3月31日までの11ヶ月の変則決算となる予定です。

2. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとしておりますが、平成24年4月1日の国際航業ホールディングス株式会社との株式交換を機に、当社および当社グループ会社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までに統一することにより、当社グループの連結決算等の経営情報の精度を高め、経営の効率化・迅速化を図るため、決算期を変更するものであります。

当社の連結子会社である日本アジアホールディングス株式会社も、本年7月開催の定時株主総会において決算期を変更いたします。

3. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

4. 日程

定時株主総会開催日 平成24年7月26日（木曜日）
定款変更の効力発生日 平成24年7月26日（木曜日）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第4条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第8条 (省 略)</p> <p>第9条 (基準日) 当社は、毎年<u>4月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条 (招集時期) 当社の定時株主総会は、毎年<u>7月</u>に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>第11条～第44条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第45条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年<u>5月1日から翌年4月30日</u>までの1年とする。</p> <p>第46条 (期末配当金) 当社は、株主総会の決議によって毎年<u>4月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>第47条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>10月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>第48条 (省 略)</p>	<p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第8条 (現行どおり)</p> <p>第9条 (基準日) 当社は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条 (招集時期) 当社の定時株主総会は、毎年<u>6月</u>に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>第11条～第44条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第45条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日から翌年3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>第46条 (期末配当金) 当社は、株主総会の決議によって毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>第47条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>第48条 (現行どおり)</p>

(新 設)

附 則

1 第45条（事業年度）の規定にかかわらず、平成24年5月1日から始まる第26期事業年度は、平成25年3月31日までの11か月間とする。

2 第47条（中間配当）の規定にかかわらず、平成24年5月1日から始まる第26期事業年度の中間配当の基準日は、平成24年10月31日とする。

3 附則1項、2項および本項は、第26期事業年度経過後は、これを削除する。